

いま、昇給をどうするか悩んでいませんか？

# 【#2025年キラリス式】

## ガラッと！賃金一新セミナー

～若手が集まる・辞めない！ホワイト企業に変身を！～

2024年度は求人難による人員確保のため、また最低賃金の大幅アップの影響もあり、初任給の上げが目立ちましたが、2025年度はヨソがどんな昇給を考えているのか気になりませんか？

求人難のなか若手社員の採用は、会社の将来を左右する問題だけに非常に気になるところです。いまは給与相場でヨソに負けていれば人材が流出する懸念もあります。

若手が集まり、辞めない会社になるためにも、そろそろ賃金の見直しが必要なタイミングではないでしょうか。人件費が高騰するなか、限られた原資であっても、いかに効果的に分配し、社員のやる気を喚起するかが経営者の知恵の見せどころです。

そこで、本セミナーでは、キラリス式賃金研究所の賃金コンサルタントが、中小企業ならではの賃金見直しのポイントをわかりやすく解説、毎年恒例の人気セミナーです。



日時

2025年3月28日（金）  
14:00～16:00

講師

社会保険労務士法人キラリス/キラリス式賃金研究所  
社会保険労務士  
/賃金コンサルタント 砂山 真

会場

神戸国際会館8階 804号室  
(神戸市中央区御幸通8-1-6)

■略歴/企業の人事総務部門で採用・教育・研修業務に従事。元キャリアコンサルタント資格を持ち、若年者の就職支援アドバイザーとして活躍した経歴もある。現在は社会保険労務士法人キラリスで、人事労務担当として顧問先の支援にあたる。「スバリ！賃金診断」を活用した賃金コンサルタントとしても精力的に活動中。公式YouTubeチャンネル「キラリスTV」による情報発信、商工会議所や経営者協会等で多数の講演実績がある。

### セミナー内容

#### 第1部 これが現実！データでみる

##### 中小企業の賃金実態

・これが現実！中小企業の賃金情報教えます！  
～20代社員の月収、50代社員の年収など、実際の賃金明細から抜き出した最新情報を紹介～

#### 第2部 最賃ショックが中小企業を襲う！

・2020年代で最賃が1,500円に！？最賃アップが初任給相場に与える衝撃未来を解説します！

#### 第3部 賃金の見直し、その前に必ず解決

し

##### ておきたいサービス残業問題

・賃金見直し前に、必ず行いたい、残業対策「5つの『ない』」を守ろう！

#### 第4部 社員のやる気を引き出し、

##### 業績を向上させる賃金診断5つのポイント

上

- ①相場で負けない賃金で、人が集まる会社にする！  
～「スバリ実在賃金」による～賃金診断の方法～
- ②計画的な昇給で社員が定着する会社にする！
- ③業績につながる手当で会社を強くする！
- ④管理職には管理職らしい処遇で、しっかり仕事をしてもらう！
- ⑤60代の処遇を見直し、高齢者のやる気を引き出す！

お申込みは裏面より



# 参加申込書 (FAX :078-367-5234)



このまま FAXでお申し込み下さい。 社会保険労務士法人キラリス 行

2025年**3月28日** (金) 14:00~16:00



●一般・・・12,000円

(税込) / 1名様  
※受講料は下記の口座へ事前にお振り込み下さい。

●社労士法人キラリス  
顧問先企業・・・・・・・・無

神戸信用金庫 本店営業部(001)  
普通 0718476  
口座名義 社会保険労務士法人キラリス

【会場のご案内】  
神戸国際会館  
神戸市中央区御幸通8-1-6  
(JR、各線三宮駅から徒歩3分)

申込はこちらのQRコードからどうぞ



- 受講料が発生するお客様は、お振り込みをもちまして受付完了となります。
- お振込み手数料につきましては、お客様のご負担にてお願いします。
- 開催日1週間前を目途に「受講票」を郵送致します。
- ご入金後のキャンセルの場合、返金はいたしかねますので、ご了承ください。

下記項目をご記入のうえ、FAXにてお送りください。

会社名	(フリガナ)	セミナー申込書入手方法について	
		ダイレクトメール ・セミナー会場 その他 ( )	
住所	(フリガナ)		
	〒		
TEL		FAX	
受講者名		所属・役職名	E-Mail
(フリガナ)			
(フリガナ)			
(フリガナ)			

お問い合わせ先

社会保険労務士法人 キラリス / キラリス式貸金研究所  
神戸市中央区北長狭通5-1-21 福建会館ビル3F  
TEL: 078-367-5233 FAX: 078-367-5234

※ お申し込みはホームページからも可能です。 ⇒ <https://kiraris.or.jp> をご覧ください。